

(論文内容の要旨)

本論文は、1950年代から現代にいたるアメリカ合衆国における憲法解釈方法論をめぐる論争を、とくに、その背後にある民主政観に注目して検討するものである。

本論文は、二部構成であり、第一部では原意主義の民主政論的展開が、第二部では憲法解釈方法論における制度論的展開が取り上げられる。

憲法解釈における原意主義とは、憲法解釈は原意すなわち、憲法制定者（修正条項の場合は修正者）の意図に忠実に解釈するべきであるという主張である。著者は、原意主義の流れを、1960年代から80年代までの第一波原意主義とそれ以降の第二派原意主義に区別した上で、独禁法学者ロバート・ボーク、裁判官アントニン・スカーリア、裁判官ラウル・バーガーを前者の、憲法学者ブルース・アッカーマンと政治学者キース・ホイッティントンを後者の代表的論客として、それぞれの学説を詳細に検討している。

著者は、表面的には解釈テクニクにかかわる各論者の主張を詳細に紹介した上で、次のような所見を提示している。第一波原意主義は、ウォーレン・コートの積極的で比較的反動的な諸判決、とりわけ違憲判決に対する保守派の反撃の意味をもっており、そこにおいて、裁判所（とくに連邦最高裁判所）の民主的正統性、役割、議会との関係が問われることになった。民主政観としては、議会については、多数決主義的民主政の考え方をとり、裁判所の違憲審査は、過去の人民の意思を維持するという人民主権的民主政の考え方に基づくことが明らかにされている。結果的に、裁判所は謙抑的であるべきであり、民主政の中心は議会に委ねられるべきである、というのが第一波原意主義の根底にある思想である。

司法の謙抑との関係で法の支配の観念もしばしば援用されたが、いずれかというところ、あるべき民主政のあり方、とくに議会と裁判所の役割分担が主要な争点であったことが説得的に解明されている。

これに対して、第二派原意主義は、民主政を憲法制定・修正にかかわる創憲政治（期）と、通常政治（期）に区別し、創憲政治においては、裁判所や多数決主義的議会の意思ではなく、あくまで人民全体の意思が反映されるべきであると主張する。通常政治においては、利益集団民主主義的な政治が許容されるが、その際の裁判所の役割は基本的に過去の人民の意思を維持することである。だが、ニューディール期の積極的な最高裁を支持し、憲法修正を正式の修正に限定しないアッカーマンの場合は、最高裁自体が創憲政治の一翼を担うことがあるとする。アッカーマンと同じく二元的民主政観をとるホイッティントンの場合は、主権はあくまで人民にあるとして、裁判所のそのような役割は認めない。その主たる根拠は、議会と裁判所に入手可能な情報の質・量の違いであり、裁判所は過去の人民の意思、すなわち憲法典の原意を維持するのにふさわしい機関だとされる。これは、第二部で扱われる制度論的展開に属する論者たちと一脈通じる論拠である。

第二部では、ウォーレン・コートの諸判決の背後には、裁判所は原理に基づいた推論を行う機関だが、議会は多元的に並存する欲望を集計する期間であるという司法哲学ないし民主政観があったとした上で、そのような見方に対する反論として制度論的展開が登場したと著者は位置づけている。

制度として主として問題とされるのは、裁判所と議会であり、解釈方法論を、裁判所の能力や、判決が裁判所の内外へ及ぼす影響を考慮しつつ、裁判所の役割、民主政のあり方を問うというのが、著者のいう民主政論的展開の基本構図である。そこで主として取り上げられるのは、憲法学者キャス・サンスティーン、行政法学者エイドリアン・ヴァーミュール、法学者マイケル・ドルフである。以下がその概要である。

裁判所の外での討議が民主政の本来の在り処だと考えるサンスティーンは、裁判所が憲法にかかわる根本的で原理的な争点をどこまでも決定すべきではないとして、解釈方法論としては、「不完全に理論化された合意」をめざすものを提案している。それは、裁判所は事案の決定に必ずしも必要でない理論的・抽象的なレベルの合意をめざして判決するべきではなく、事案の解決に十分なものとして抽象度の低いレベルでの合意に基づいて決定を下すべきだという主張である。とくに、裁判所が決定しすぎることによって、広範な民主政の舞台での討議が制約されることをサンスティーンは危惧している。

ヴァーミュールは、裁判所が原理に基づく推論を行う機関だとしても、ウォーレン・コートの司法哲学が裁判所の失敗を軽視してきたことを批判し、裁判所のもっている能力、とくに情報収集能力と、判決が裁判所内の他の裁判官および議会に及ぼす影響とを考慮して、解釈方法論としては、「形式主義」（内容は原意主義とほぼ同じ）的な解釈、すなわち文言に忠実な解釈がよいとする。

これに対して、民主的実験主義の立場をとるドルフは、先例および類推を重視しつつ、時代にあわせて目的論的解釈を行う解釈方法を推奨する。制度論的展開に属する論者のなかでは、民主政治における裁判所の果たしうる役割に対する期待が最も大きい。

本論文全体を通じ、アメリカ的な民主政のなかで裁判所の果たしうる、あるいは果たすべき役割を問うという視点が一貫している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、1950年代から現代にいたるアメリカ合衆国における憲法解釈の方法をめぐる論争を、その背後に合衆国憲法を建国文書として戴くアメリカの民主政において議会と裁判所の果たすべき役割についての見解の相違があるとみて、憲法思想史および法哲学の観点から代表的論者を取り上げつつ、詳細に検討するものである。

考察の出発点は、ウォーレン・コート期に多くの法学者および裁判官に支持された司法哲学であり、そこでは議会の役割が選挙民の利害の集計にすぎないのに対して、裁判所は原理に基づいた推論をするところであると考えられていた。このような理念自体は、積極的な司法部を必ずしも要求せず、司法の謙抑とも結びつきうるものであるが、ウォーレン・コートは司法審査を通じて多くの積極的な判決を導き出した。

これに対する保守派からの反撃手段が、憲法のテキストまたは制定者の意図に忠実な解釈をすべしという原意主義とよばれる解釈方法論である。著者は、原意主義を司法部が積極的であった時期、つまり議会制定法に対して違憲審査を多用した時期に登場した第一波と、連邦最高裁でリベラル派が弱くなった時期の第二波とに区別している。このような区別は、独創的なものであるが、後者に創憲政治と通常政治の区別を導入して民主政を二元的にとらえるアッカーマン等の立場を分類したことは、利益集団多元主義的民主政観と人民主権的民主政観の妥協として議会と裁判所の役割分担を捉えるものであり、注目すべきものである。

原意主義論争に続く制度論的展開に関する検討も、裁判所と議会が実際に何ができ、それをした場合に、それが議会や他の裁判官にどのような影響を及ぼすかという観点から民主政の在り方を考察するものであり、著者による諸学説の整理と分析は、説得力がある。

全体として、憲法解釈のレベルで登場したさまざまな学説を民主政のあり方という視点から適切に分類し、一貫して説明した点は、内外の論文と比較しても高い評価に値する。

以上から、本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

なお、平成21年2月9日に調査委員3名が論文内容とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。